

議案第55号

福岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する
条例案

上記の議案を提出する。

平成31年 2月20日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件を拡大する必要があるによる。

福岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する
条例

福岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年福岡市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第5号中「者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。